ILO八七号条約批准斗争

以上のように国内では、中労委や裁判所にもっていっても、納得できる判断は得られなかったので総評、全逓、国労、機労が申立人となり（後に日数組、自治労も加わったが）、ILO結社の自由委員会に日本政府の団結侵害について提訴した。これが一七九号事件（日本）として受理され、現在にいたるまで、なおその審議がつづけられているのであるが、日本政府の誠意のない態度は列国の憤りと不信を招いている。

結社の自由委員会は、申立のうち、とくに従業員としての身分を失うと当然に組合役員としての資格を失うものとされている点を急ぎ審議することとし、一九四八年に採択された八七号条約（結社の自由ならびに団結権の擁護に関する条約）第二条、第三条、ことに完全なる自由の下にその代表者を選出することが団結権の擁護のために必要であり、国家はこれに干渉してはならないとする第三条にふれることが指摘された。

勧告に従わない政府

そこで日本政府としても、なるべく早く同条約を批准すること、公労法四条三項は削除する旨を回答せざるをえなかった。しかし、いまだに八七号条約とは無関係な国内法の改悪を固執して批准をおこなわないでいる。同委員会は、さらに、すでに日本の批准している九八号条約（四九年採択『団結権および団体交渉権についての原則の適用に関する条約』）の第二条の労使が相互に干渉してはならないという原則にも日本政府の態度は違反することが明らかにされすみやかに是正することが求められた。

その後、日本事件に関する委員会の報告が数回にわたっておこなわれ、ことに五四次、五八次報告わめはきて詳細なもので、日本政府のやり方にたいする鋭い指摘が随所にある。

ただ、右のような経緯から、八七号条約批准斗争が、官公労のみの問題であるかのように受けとられて、民間の労組にあっては、比較的関心がうすいように見受けられるのは、遺憾である。今回の会社のやり口など、まさに同様の手口ではないか。決して無縁どころではないのである。

今後の会社の出方とわれわれの覚悟

今後七万五千の炭鉱労働者の首をきり、大がかりな合理化（三井三山の閉山が発表された）をおこなうためには、炭労、就中三池労組の力を弱めることが必要である三井資本いな日本の資本家陣営にとって。

そこで、幹部の首を切ってみたところで、矢張りわれわれとしては、今まで通り組合のことをやってもらいましょうといえば、彼らは困るのである。だから、会社はすでに、被解雇者は交渉権をもたぬから、そんなものを役員にしておいても駄目だといいふらしている。

しかし、既に述べたように、誰を組合の役員とするかは、団結権の重要な内容であって、正当な手続きを経て選出された役員にたいして団交を拒否することは、労使中立不干渉の原則にふれる。というのは、使用者が団交をしないためにもし役員を改選したとすれば、使用者が役員選出に介入したことになるからである。たとえ会社が労組幹部に団交権を認めなくとも、組合が、もし正式に幹部に交渉を委任（民六四三）すれば、法律上団交をおこなうことはできるのである。

悪宣伝に負けるな

会社はまた、被解雇者が幹部になっても妥結権がないとか、指令権がないとか、いうかもしれないしかし、組合は、規約あるいは規則に定められた機関の決定にしたがって運営されるのであって、幹部が勝手にするのではない。したがって、妥結するかどうかは、中央委員会、総会で決定され、それを規約、規則にしたがって忠実に実施するために幹部が指令し、指示するのである。対会社との団交で認められた権能ではないから、従業員身分の有無とは係りのないことである。

ただ、会社はおそらく、今後実際に被解雇者との団交を拒否するだろう。そして、やっぱり解雇されたものを組合役員としていたのでは駄目だと組合員に思わせようとするだろう。あるいは、組合役員は自分の首を守るために斗争せよとけしかけているのだというかもしれない。要は、組合の運営、任務遂行について、会社がとやかく口を出すのは、余計なことであるばかりでなく、不当なことであることを組合員の一人ひとりが確信することである。そのために教宣が必要である。会社の宣伝に負けない程の強力な教宣が。

ねばり強く斗おう

幸い三池労組は、早くから企業内にとじこもってはいけないということに気づいていた。離転者分会、特別会員の制度がそれである。離転者の中から支部長をはじめ、中央委員などが選出されている。中央委員会で失対の問題が自分の組合の問題として討議をされる。さらに、法対部は離転者を含めた法廷斗争にとり組んでおり、事業部ではブタの飼育をおこない、執行委員会でブタの相場が議題になるのである。停年退転者も希望により特別会員となることが認められている。

だから、旧ろう三つ目の第「一回中央委員会において、幹部の解雇が強行されたとしても、指導体制は現行通り、三カ月の慎重な下部討議を経て決定した長期抵抗路線を貫くのだということを力強く確認したのである。

長期、柔軟に、ねばり強く、ガンバロー。

（終り）

組合ブッ潰しの不法な攻撃
組合幹部の解雇（三）

西井龍生　社会問題研究所

またも落盤で犠牲（宮浦）
もう黙っておれない！

三月十三日宮浦鉱で変災が発生し、一名の犠牲者を出した。すでに今年に入ってから実に三名の犠牲者である。生産第一主義のかげにかくれて保安無視はいよいよその色彩をつよめてきた。会社の猛省をうながすとともに、日常の保安点検を強化しよう。

去る三月十三日午後零時十五分ごろ、宮浦鉱西三十五号右四片一中段零半卸NO1目抜で作業中の、仕繰工原田武義さん（50才・第二組合）が落盤で罹災即死された。この日、原田さんは同個所で枠回収作業にあたっていたが、変災時にはちょうど七枠目の枠を回収して、切羽から搬出しようとしていたとき、突然天井が崩落、幅四・九米、長さ六・六米、厚さ一・一米の大崩落で頭と胸部を挫滅即死したのである。

今度の変災について問題になるのは、総じて宮浦鉱でいえることは崩落による災害は小さなバレが少く、大バレが多いということである。というのは、表面から見た場合の天井の状況は良好なんだが、ここの場合岩質や岩に亀裂やソゲ（岩が重なり合っている）があるなど他の鉱と違った条件にあり、その面での技術転員のふだんの研究不足のため、そういうものに対する注意が徹底していないことである。

こういうところに今回のような災害が起きた原因となっている会社にいわせると、天盤条件の変化だから係員としても仕方がなかったということだろうが、問題は前述した通りであり、生産を急ぐあまり保安が明らかに軽視されていることをハッキリ物語っている。

死亡率は交通事故の六倍

炭鉱の災害がいかに多いかということは、例えば今一番大きな問題となっている交通事故に比べてみても ハッキリする。

交通事故ラッシュといわれる東京の例を見ると、一日の死亡者は百万人について一・五人から二人の割となっている。ところが炭鉱では同じく百万人についての一日の死亡者は十名から十二名で、実に交通事故の六倍であるが、炭鉱経営者はこれをあたりまえとさえ思っている。

今こそ反撃強化を
当面の活動方針（骨子）きまる

三井鉱山の第三次合理化案には一切の犠牲を労働者にそげおしつけて、資本家だけが生きのびようとする資本の本質が、はっきりあらわれている。あくまでも抵抗の中から労働者の幸福をたたかいとるという基本に立つ、われわれの「長期抵抗路線」以外には、労働者の生きる道はないことが事実をもって証明された。

われわれはあくまでも長期抵抗路線の姿勢をくずさず、あらゆる機会と方法を通じて反撃に転じなければならないことを再確認するものである。

去る十日からの各支部委員会は十項目におよぶ具体的反撃のための「当面の活動方針」を確認した

行動方針の正しさ

わが炭労は、政転斗争の経過をめぐって、混迷と動揺をきたしたが、炭労第三七回臨時大会は、あくまでも転場における抵抗を基礎として長期抵抗の姿勢にたち、政転斗争と対資本斗争とを直結させる斗う体制を確立するという結論をだした。われわれの基本路線は炭労の路線ともなったのである。

反撃の機は来た

われわれの内部においても過去二年四カ月にわたる差別と切りくずし、貫下げ、労働強化に対して全員で火の玉のような抵抗を実行してきた。七三回もうちつづけてきた「方別スト」、そのほか「抗議スト」や「統一スト」また各転場での抵抗は、われわれがあくまでも組織そのものを信頼し、ハラを固めて斗っていることを示している。また今回の合理化が、一面われわれの抵抗に対する敵のあせりとして、全従業者にたいする強行突破であり、それだけに、第二組合、転員組合の中に内部矛盾を激化させていることを考えるときわれわれが行動方針の中で集約した「反撃に転ずる条件」が熟してきたことが確認される。

われわれは当面の活動方針による体制整備とあいまって不退転の「決意」をした。

労働者の権利を守ろう

現在われわれは文字どおり「労働組合の破壊」というファッショ的な攻撃を受けている。転場ではあまりにも不当な「転制の支配」を受けている。

このような弾圧が、「平和憲法の改悪」のうごきと決して別のものではないことを思うとき、転場において労働者の権利を確保する斗いを組み上げることは、「基本的人権の確立」と同義であり、われわれ「人ひとりの抵抗が全体の民主主義拡大や改憲阻止斗争の土台に直結することを確認しなければならない。これが反撃の基本である。

反撃の行動目標

以上のような考えにたって、われわれは次のような具体的方針を決定した。①不当労働行為のメモ化の実行②一転場一抵抗の実行③個人個人が抵抗をさらに強化する④今までに勝ちとった権利がはく奪されたり変えられたりした事例の点検、集約⑤五人組のいっそうの強化⑥指導部十名にたいする責任追及その他不当解雇に反対する⑦炭労の統一的抵抗で鋭く反撃する⑧地域斗争の画期的な強化⑨第二組合にたいする呼びかけを強化する⑩第三次合理化案のなしくずし実施の阻止。

この活動方針は、あらためて全組合員に配布される予定である。反撃のスタートにつくため、各転場や地域で検討をさらに深めよう

暖かい仲間の激励
各単産の委員長と交流

「日韓会談粉砕・板付基地拡張反対・炭鉱合理化不当解雇反対・県民生活防衛・春斗要求貫徹」の県民行進大集会は、二月十七日大牟田市の笹林公園でひらかれ、県内各地から五千名、大地評さん下各組合二万五千名、計三万名が結集した。

この大集会の意義は大きく、多くの仲間たちが三池労働者のたたかいを支援し、ともにたたかう決意の現れでもあった。しかも、この大集会には総評岩井事務局長はじめ各単産の委員長ら幹部が二十七名も来山したことであり、まさに画期的なことであった。大集会後これらの委員長は通

松、朝日丘、宮原、臼井、大島、四山、原万田、敷島、新港（三）新港（港）の十会場で夜遅くまで組合員・主婦と懇談し「三池労働者の本当の姿がよく分った、苦しいがんばって下さい。私たちも各地から五千名、大地評さん下各組合二万五千名、計三万名が結集支援体制を早急に確立し、ともにたたかいます」とともども述べて離山した。

岩井事務局長、宝樹委員長（全逓）今村委員長（全林野）池ノ谷委員長（紙パ）砂原委員長（全電通）瀬戸口委員長（全九電）長生副委員長（鉄鋼）佐藤委員長（全専売）福島中執（全自交）片手委員長（全電通）渡会委員長（全農林）園田委員長（全労仂）宮之原委員長（日教組）市川委員長（全駐労）中川副委員長（全日通）栗山委員長（自治労）林委員長（動力車）杉野副委員長（全鉱）入江副委員長（合化）鈴木委員長（国鉄）佐藤総務局長（県評）徳永オルグ（全国）清原教宣局長（県評）田崎組織局長（県評）前田オルグ（全国）古賀委員長（炭労）花園副委員長（九炭労）

以上の各氏が来組した。